

茨城県食の安全・安心確保アクションプランの策定について
(令和5年度～令和7年度)

「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」は食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、茨城県食の安全・安心推進条例第7条第1項の規定に基づく「茨城県食の安全・安心確保基本方針」の具体的行動計画として策定されています。

1 アクションプランの概要について

(1) 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

(2) 体系

「茨城県食の安全・安心確保基本方針」の体系に沿い、生産から消費に至る流れに沿った分かりやすい体系で構成しています。

体系は、①生産から消費に至る食の安全・安心の確保、②食品に関する正確な情報の提供、③県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立を大きな柱として、具体的な取り組みを大項目、中項目に分類し、各担当課で施策を推進しています。

(3) プラン毎の構成

目標を達成するために講じる施策や事業及び取り組みの現状、課題、施策、施策の効果、指標の設定等を明記しています。

(4) 新規アクションプラン

プラン番号	プラン名	担当課
1-15	食品衛生を担う人材の育成と資質の向上	生活衛生課
1-29	感染症・食中毒を予防するための正しい手洗い	生活衛生課
3-4	地域における食に関する知識の普及・実践を行う人材の拡大	健康推進課

(5) 整理されたアクションプラン

整理された理由とプラン数

- ・事業終了のため：5プラン
- ・関係法令の改正のため：1プラン
- ・施策内容の大幅な見直しを行ったため：4プラン

(6) アクションプランの項目数について

体系名	プラン項目	旧プラン	新プラン		
		プラン数	プラン数	(新規)	(整理等)
①生産から消費に至る食の安全・安心の確保		33	30	2	5
②食品に関する正確な情報の提供		17	14	0	3
③県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立		11	10	1	2
	合計	61	54	3	10